

## ～訪問介護の指定基準等について～

### 1 業務内容

訪問介護とは、居宅要介護者について、その居宅において、介護福祉士や訪問介護員養成研修1、2級課程を修了した者等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をいいます（法第8条第2項）。

### 2 訪問介護の指定

介護保険制度のもとで訪問介護事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅サービス事業等及び指定介護予防サービス等に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

### 3 訪問介護の指定基準

#### 【人員基準】

##### ○ 管理者

- ・ 常勤専従職員であること。  
ただし、次に掲げる場合であって、訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、兼務が可能です。  
①管理者が当該指定訪問介護の他の職務に従事する場合。  
②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合。

##### ○ サービス提供責任者

###### 資格

- ・ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者等であること。

###### 必要員数

- ・ 事業の規模に応じて1人以上配置すること。
- ・ 勤務形態は専従であること（原則常勤。当該訪問介護事業所の管理者、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務、障害者自立支援法における居宅介護等との兼務は可能）。
- ・ サービス提供責任者の配置基準は次のいずれかの該当数とする。  
常勤の訪問介護員等のうち、利用者（前3か月の平均値（新規指定の場合は

推定数))が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと。

ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、サービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

- ※ なお、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法による配置が一部可能とされています。(詳細は、解釈通知を確認してください。)

## ○ 訪問介護員

### 資格

- ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、初任者研修修了者、訪問介護員養成研修1級・2級修了者、その他の者（※「訪問介護員の具体的範囲について」を確認してください。)

### 必要員数

- ・ 常勤換算方法で2.5以上配置（サービス提供責任者の勤務時間を含む）すること。

## 【設備基準】

### ○ 事務室

- ・ 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を設けること。(業務に支障がないときは、訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。)

### ○ 相談室

- ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること。(相談室が専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペースを確保すること)。

### ○ 必要な設備及び備品を備えること

- ・ 手指を消毒するための設備等、感染症予防に必要な設備を備えていること。